

基本理念

『一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり』

～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」・
「ふれあい・交流のある地域」から～

基本目標 1

権利擁護と人権尊重の取組を進めます

地域共生社会の実現という目的に向け、福祉活動における共通基盤となる考え方として、「権利擁護」と「人権尊重」の取組を進めます。

※法 107「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」

- 課題
- 制度の認知度
 - 人権擁護の意識の浸透 など

主な取り組み

- (1) 権利擁護の推進
 - 成年後見制度の周知、啓発の強化
 - 相談機能及び成年後見人等支援の強化
 - 成年後見人等の養成
 - 地域連携ネットワークの構築
 - 障害者差別解消への取組
- (2) 人権教育・啓発の推進
 - 人権啓発の推進
 - 男女平等参画の推進
 - 多様な性（LGBT）に関する啓発
 - インクルーシブ教育推進
 - 障害理解の促進
- (3) 虐待防止活動の推進
 - 虐待防止ネットワークの連携推進

目指す姿 住み慣れた地域で、個性や権利が尊重され、安心して穏やかな生活を送ることができるまち

基本目標 2

福祉サービスの利用を促進します

誰もが自分らしく自立した生活を送れるように、個別計画等での取り組みを進める中で、福祉サービスの利用に関する情報提供を発信します。

※法 107「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」

- 課題
- 情報の発信
 - デジタルスキルの世代間格差 など

主な取り組み

- (1) 個別計画の推進
 - 関連個別福祉計画の推進
- (2) 福祉サービスの情報提供・発信の充実
 - ホームページなどによる情報発信
 - プッシュ型の情報提供サイトの利用促進
 - 障害者や高齢者の情報アクセシビリティの向上
- (3) 情報化の推進
 - 将来の地域福祉の担い手に向けた効果的情報発信
 - 高齢者へのIT支援ボランティアの要員募集
 - 外国人に対する情報支援

目指す姿 地域や福祉に関する情報を、誰もが容易に得られるまち

基本目標 3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

社会福祉法人や福祉団体等、各種団体の福祉活動の支援の取り組みを進めます。

※法 107「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」

- 課題
- 地域福祉団体の縮小
 - 自治会加入率の低下 など

主な取り組み

- (1) 地域福祉活動団体(個人)との連携・支援
 - ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発
 - 自治会等との連携・支援
 - コミュニティ活動への支援
 - 市社会福祉協議会との連携・推進
 - 更生保護活動団体との連携・支援
 - 民生委員・児童委員活動の支援
 - 高齢者クラブの活動の支援
- (2) 社会福祉法人の地域公益活動の推進
 - 社会福祉法人の地域公益活動の推進
- (3) 寄附や募金等の取組・活用
 - 寄附・募金活動の推進

目指す姿 多様な主体による地域の見守りが広がり、孤立の生まれないまち

基本目標 4

住民参加をさらに促進し、充実します

情報の発信・啓発や地域福祉の担い手の確保など、住民参加の促進を充実します。

※法 107「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」

- 課題
- 地域活動への理解の不足
 - コロナ禍に伴う地域活動の場の縮小
 - 活動の停滞に起因するフレイルの弊害 など

主な取り組み

- (1) 地域の交流の場づくり
 - 地域活動拠点の利用促進
 - 地域における交流機会の充実
- (2) 情報の発信・啓発
 - 活動拠点や交流機会に係る情報発信の強化
- (3) 地域福祉活動を支える人材づくり
 - 担い手養成研修の開催
 - 障害について学ぶ市民講座の開催
 - シルバー人材センターへの支援
 - 介護人材確保対策
 - 福祉に関する学習機会の提供
- (4) 各種ボランティアの参加促進
 - ボランティア活動の推進
 - 認知症サポーターの養成
 - ゲートキーパーの養成
 - ファミリーサポートセンター事業
 - 子ども食堂（地域食堂）の取組推進

目指す姿 誰もが気軽に交流できる居場所が身近にあり、一人ひとりがいきいきと活躍できるまち

基本目標 5

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します

各福祉分野の連携を進め、包括的な支援体制を整備します。

※法 107「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」

- 課題**
- 分野単位の制度の活用では十分な解決を図ることができない複合的な問題
 - 制度の狭間のニーズ
 - 高齢者や障害者が暮らしやすいまちづくり
 - 災害弱者 など

主な取り組み

- (1) 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり
 - 身近な地域での「気づき」の促進
 - 地域で相談を受け止める体制づくり
 - 高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業
 - 2市1町 SOS ネットワークによる行方不明者の早期発見促進
 - 高齢者台帳への登録
- (2) 多機関協働によるネットワークの整備と連携
 - 多機関ネットワークの推進
 - 「地域福祉コーディネーター」によるアウトリーチ型相談体制の整備
(★重点施策)
- (3) 各分野における相談支援体制の充実
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組
 - 高齢者の相談支援
 - 障害者の相談支援
 - 子育て世代包括支援センター事業
 - 「よりそいホットライン」の周知
 - 生活困窮者自立相談支援
- (4) 生活困窮世帯等への支援
 - 生活困窮者自立支援金支給（再掲）
 - 就労困難者就労支援
 - 多重債務者への助言
 - 市税及び国民健康保険税の納税相談
 - 市営住宅の管理運営
 - 就学援助制度の推進
 - 生活困窮世帯における子どもの学習支援
 - ヤングケアラーについての周知啓発相談
- (5) 高齢者や障害者が暮らしやすい住環境の整備
 - 公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進
 - 安心して利用できる交通基盤の整備
 - 公共交通の整備
 - 移動困難者に対する支援
 - 高齢者の住まいに関する情報提供
- (6) 災害時に助け合える体制づくり
 - 避難行動要支援者名簿の周知、活用
 - 相談支援機関や事業所との連携
 - 個別避難計画の作成に向けた体制づくり
 - 福祉避難所の整備
 - 避難所での福祉的な配慮
 - 災害ボランティアセンターの体制強化
 - 地域防犯力の向上
 - 災害時の緊急支援

目指す姿 誰もが困りごとを気軽に相談できる場所（人）が身近にあり、多様な主体による、分野を超えた相談支援が行われるまち

重点施策

アウトリーチ型の相談支援体制を構築します

基本目標5で示した施策中、「地域福祉コーディネーター」によるアウトリーチ型相談体制の整備」を重点施策と位置付け、早期に取り組むものとします。

【選定理由】

- 市として新たな取り組みである
- 社会福祉法の改正に基づく包括的な支援体制の整備において要請されている①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援について、親和性のある取り組みである
- 生活困窮世帯等への支援の面からも、有効な取り組みである

現在、モデル事業として地域福祉コーディネーターを設置している市社協の取組状況を踏まえながら、段階的に配置を進めることとします。

市の委託事業である生活困窮者自立支援事業に、アウトリーチによる支援等、地域福祉コーディネーターと同様の機能を組み込んでいくという方法なども視野に、取り組み方を検討していきます。

【配置方針】

令和4年度時点において、志津南部圏域の活動拠点として、西部地域福祉センターに1名配置されていますが、今後、相談スペースが確保しやすい公共施設である佐倉市役所（佐倉圏域）を含めたもう2圏域に優先配置し、その後残る2圏域に順次配置するものとします。

※「地域福祉コーディネーター」

主な役割は、住民の生活における困りごとに寄り添い、解決まで一緒に伴走すること。コロナ禍において外出機会が極端に少なくなっている中で、なかなか自分から相談できない人の声なき声に気づけるよう、地域に足を運び、困りごとを拾い上げ、関係機関に繋いでいくことで解決に導いていきます。

佐倉市では社会福祉協議会が、令和3年4月から、志津南圏域でモデル設置事業を開始し、令和5年度が同モデル事業の最終年度となっています。